

# 府兵制下の「軍事財政」

丸橋 充拓

## はじめに

「軍事」と「財政」——中国史の研究において、両者が連動して論議されるのは、八世紀の募兵制導入以降に集中している。養兵費の急激な膨張が「財政国家」〔宮崎 1968〕への転換をもたらす、という通説的理解がこの傾向を支えている。これらは「軍事支出」の存否・多寡を基準にした時代観といえよう。

財政は、募兵制において始めて軍事と邂逅する。この認識を支えるもう一つの要因は、これに先立つ府兵制の理解にも求めることができる。府兵制とは兵役制度であり、「兵農一致・衣糧自弁の安価な軍隊」である。したがって「軍事支出」の多寡に基準を置けば、この兵制において財政問題は取るに足らない。そうした認識が背景にあるものと思われる<sup>1</sup>。

しかしながら中国専制国家の歩みを通じ、財政問題は軍事と切り離すことができない。軍事は古来祭祀と並ぶ国家の二大事業であり<sup>2</sup>、財政の起こりは前者を支える賦と後者をまかなう租に求められる〔宮崎 1957〕。軍事と財政の因縁は、国家形成とともに始まるのである。中国専制国家の財政に対し、その通時的な属性の一斑をとらえて「軍事財政」の呼称を与えることは十分可能である。そして「軍事財政の系譜」は国家形成期を起点に、より長いスパンでとらえられてしかるべきであろう。

ただ現時点において、この課題を古代以前にまで遡る準備が私にはまだない。本稿ではまずこれまで十分に意識されてこなかった「府兵制下の軍事財政」を敢えて対象化し、熟視してみたい。それによって「軍事財政の系譜」を長期的に展望するための第一歩とできればと考えている。

## 1 府兵制研究と財政問題

本稿において「軍事財政」という語を用いるに当たり、まず参照すべきは今日最も深い洞察を以てこの概念を措定している宮澤知之氏の提起である〔宮澤 1990, 282-291 頁〕。

宮澤氏の「軍事財政」概念は、唐代中期～北宋間に特有な財政現象「複合単位」の成り立ちを考究した議論のなかに見出すことができる。この現象本体に関わる問

題は第3章で再説するとして、さしあたり確認すべきは、宮澤氏が複合単位の存在を手がかりに「北宋財政が単に軍事支出の量的な巨大さという点だけではなく、質的な意味においても軍事財政であること」を読み取っている点である。そして質量両面で「軍事財政」と呼びうるような財政が出現した要因として、宮澤氏は次の三点を掲げる。

①府兵制（農民による衣糧自弁）から募兵制（国家の計画的補給分配制）への転換

②全国の経済を統合し国防に集約しうる強大な国家権力

③中国に国防の強化と物流の大規模な編成を強いた北方諸民族の興起

つまり、宮澤氏は唐宋変革期以降（あるいは募兵制導入以降）の時代状況が刻印された歴史的所産として、この概念を提起しているのである。

ところがその一方で宮澤氏は「唐宋期の国家財政だけが軍事財政だけでなく、中国前近代の国家財政はつねに軍事財政であったということが出来る〔宮澤 1998,44頁〕」とも述べる。この指摘から受け止めるべきは、「軍事財政」概念には二通りの定義があり得るということである。一つは募兵制以降に特有の歴史的現象としての「狭義の軍事財政」、もう一つは前近代に通有の超歴史的現象としての「広義の軍事財政」である。これまでの研究で意識されてきたのは主として前者であり、ほとんどの場合「軍事支出の量的な大きさ」が判断指標とされてきた。

「狭義の軍事財政」概念はまた、先行する府兵制時代との対比から生まれたものでもあった。府兵制を「衣糧自弁の安価な軍隊」と理解することで、募兵制時代との違いが強調されるため、府兵制時代における「軍事財政」はほとんど顧みられなかったのである。

府兵制の財政的側面に対する関心は、軍費（支出）ではなくむしろ兵役負担（収取）に向いていた。研究者の視角に「搾取構造の解明に対する関心」という方向づけが強く働いていたため、国家が税物を再配分する過程にまで十分な目配りがされない、という近代歴史学の問題がその背景にはあった。さらに分析対象となる財政史料の問題として、律令の財政規定や正史食貨志などの記述が、田制・賦役制度・戸籍制度などの歳入部門、あるいは財政運輸（漕運）や備蓄・救荒（倉儲・賑恤）など需給調整部門に偏り、財政支出に関わる項目は、官俸などの例外を除いてほとんど立てられない点も挙げられる<sup>3</sup>。伝統的な「量入為出」原則の影響で、支出は収入と不可分なものとして観念され、前者は後者の規定に附随的に盛り込まれるに留まるのである。

さらに府兵制が隋唐時代の軍制総体と等置される傾向も、この状況を助長してき

た。隋唐時代の軍制を「安価な府兵制」一色でとらえれば、募兵制との差異がより鮮明になり、前後の歴史的説明も容易になる。

要するに、募兵制研究が財政支出をベースにしていたことと、府兵制研究がこの時期の軍制を「安価な府兵制」一色でとらえてきたことが、「軍事財政」の通時的展望を困難にしてきたのである。

ところが近年、府兵制期の軍制に対し、多角的な歴史像を与える研究が現れてきている。その代表的な成果が氣賀澤保規氏の「府兵制＝兵民分離」論である〔氣賀澤 1999〕。氣賀澤氏の論点は多岐に及ぶが、本稿の論旨との関連でいえば、府兵を一般民と一線を画す存在と見なすことで、この時期の財政支出を展望する地平が開かれるという側面を持つ。また隋唐時代の軍制に府兵以外の多様な兵種が存在することは、つとに菊池秀夫氏により注意が喚起されていたが〔菊池 1970〕、欧米では府兵制の主力を職業兵の枠組でとらえる傾向が見られるようである〔Graff 2002〕。このほか平田陽一郎氏により、隋唐時代の軍制総体が府兵制と等置されるに至った過程が分析されており、後世（北宋）の歴史観がそこに強く投影されていることが明らかにされた〔平田 2002〕。私自身も唐宋変革期の軍事儀礼を分析した際、古典的軍事秩序を表象する府兵制期の軍礼について、歴史的文脈のなかでとらえる視点が必要との認識を示した〔丸橋 2005〕。このように現在の府兵制研究は、これまでかなり限定的にとらえられてきた府兵制の歴史像を解きほぐし、多角的・長期的な視点から再構築する段階に来ていると思われる。このような認識を踏まえ、以下では府兵制と「軍事財政」の関係を展望するいくつかの題材をとりあげ、考察を進めていきたい。

## 2 府兵制と「軍事財政」

歳入規定が多くを占める史料状況において、『六典』に残された次の一節は「財政支出の原則」を示したきわめて貴重な規定である。著名な史料であるが再度読み直しておこう。

度支郎中・員外郎は支度国用、租賦少多の数、物産豊約の宜、水陸道路の利を掌り、毎年其の出づる所を計って其の用いる所を支す。凡そ物の精なる者と地の近き者とは以て御に供し、物の固き者と地の遠き者とは以て軍に供す。（『唐六典』卷三・尚書戸部・度支郎中員外郎）

一見してわかるように「供軍」は「供御」と対置されている。李錦繡氏はこの二区分を敷衍して財政支出を「供御」「供国」「供軍」に三分しているが、とりわけ

唐代前半の財政分析に「供軍」枠が設定されたことは画期的であった〔李 1995, 第三編第三章〕。具体的には、供軍費を支出対象によって隴右監牧、禁軍・京師宿衛兵、辺兵に大別し、それぞれに対する食糧（馬草料を含む）、衣類、兵仗などの支給記事を数多く載録する。

李氏はそれらの分析から、府兵が自備する衣糧等は軍需の一部をまかなうに過ぎず、大部分は官給されていることを解き明かす〔李 1995, 1209・1225・1247 頁〕。府兵に対する衣糧等の官給については氣賀澤保規氏にも考察があり、府兵による自己負担の軽さが主張される〔氣賀澤 1999, 293-295 頁〕。つまり国家財政における軍事支出の比重を、従来よりも重く受け止める必要性が近年の研究では示されているのである。こうした成果は府兵制期における「軍事財政」に光を当てる機縁としてきわめて貴重といえよう。

「広義の軍事財政」は、以上のような軍事支出の面のみならず、補給体制の面からも例証できる。李氏は、兵士たちが衣糧を受給したのが勤務する折衝府庫（自備した衣糧を保管しておく財庫）ではなく、州倉・県倉・鎮倉からだったことを明らかにしている〔李 1995, 1225 頁〕。李氏自身は兵士が衣糧を官給されていたことの根拠としてこれを用いるに留まるが、帝国全体の物流編成と軍事機構の配置から眺めた場合、このことはさらに大きな意義を持っていると思われる。

折衝府庫には末端組織の「火」や「隊」ごと、あるいは府兵個々人で備えるべき軍器と食糧が納められた。ところがその出給は外征時や上番勤務時に限られ、日常的な軍府勤務での支出は定められていない<sup>4</sup>。折衝府官のなかでは長史が「倉儲」を、兵曹参軍事が「兵吏糧倉・公廩財物・田園課税の事と其の出入勾検の法」を掌るとされるが<sup>5</sup>、彼らが平時にあつかう軍物は、したがって官給部分、李氏の主張にしたがうならば州・県・鎮からもたらされたものが主となるのであろう。

では州などにもたらされた物資はどこから来たものか。まず食糧については折衝府に四頃ずつ配分される公廩田<sup>6</sup>、州などに配置された屯田収入などが基軸となったであろう。一方、布帛については、大津透氏・榎本淳一氏によって復原された「儀鳳三年度支奏抄・金部旨符」の以下の一節から、都督府の役割が重視されるようになった〔大津 1990、渡辺 2009〕。

- A' 8 一 毎年伊州貯物參萬段、瓜州貯物壹萬  
9 段、劔南諸州庸調送至涼府日、請委府  
10 司、各准数差官典部領、并給傳遞往  
11 瓜伊二州、仍令所在兵防人夫等防援。□任  
12 夫□發遣訖、仰頭色數具申諸司。其伊

13 瓜等州准數受納、破用見在、年終申金

14 部度支。

劍南諸州で徴収された庸調物（布帛）が一旦涼州都督府で集積され、さらに西の伊州・瓜州へと転送されたことが記されている。この体制は八世紀になると、受取側の州や折衝府が輸送部隊を組織し涼州へ出向く方式に変わっていたことが明らかにされているが〔荒川 1992, 40 頁〕、いずれにしても都督府を介して内地と前線を結ぶ「外配」体制が辺軍の扶養を支えていた様子が見て取れる。折衝府は軍需物資の補給を「都督府—州県」系統に依存していた。

折衝府はその一方で、軍制上は都の諸衛（南衛）に従属する存在だった。したがってこの時期の軍府は、軍制上の指揮系統と財政上の統属関係が別立てされた状態、「兵財分離」とでもいうべき体制の下に置かれていたのである。

「府兵制下の軍事財政」は、「軍事支出の厳存」という側面から検出しうるばかりか、補給体制面においても「兵財分離」という高度なレベルでそれが実現していたことになる。そしてそこに至る道のりは、ちょうど府兵制の発展史と重なり合う。その経過を辿ってみよう。

まず南北朝の都督府体制のもとでは、都督諸州軍事が管内の軍政・民政を掌握していた状態であり、財政権についても同様だったと推測される<sup>7</sup>。また府兵制の起源とされる西魏の二十四軍創設期においても、いまだ兵財一致状態にあったと思われる。華州（陝州）に置かれた宇文泰の霸府では、行台尚書・大將軍府司馬が軍糧の調達などを担い、財政業務が府内で独自に行われていたことが認められるからである<sup>8</sup>。また同時期の東魏でも、鄴に置かれた高澄の霸府で司馬による軍物調達の事例がみられ、同様の傾向が見て取れる<sup>9</sup>。つまり当初は広域軍管区の司令官が兵財両権を掌握し、中央主導の補給体制は未確立であった。

府兵制自体はその後も発展をつづけていくが、北周の武成元年(559)、宇文護により広域軍管区として設立された総管府の財政権について、具体的に辿りうる材料を見出し得ていない。ただ隋の開皇9年(589)に陳の征服が行われた際には、食糧不足で穀物価格が騰貴するなか行軍総管の一人が勝手に軍糧を売却したかどで罰せられており<sup>10</sup>、一定の統制が徐々に加わっていく様子が見て取れる。

そして軍制上の画期になったと思われるのが、大業元年(605)の総管府廃止と、同3年の「十六衛府—鷹揚府」体制設立であろう。氣賀澤保規氏が指摘するように、両政策は一連のものであり、これによって総管府が握っていた軍政・民政の権限は分割され、前者は中央に、後者は刺史に帰せられるようになった〔氣賀澤 1999, 213 頁〕。その結果、すべての軍府(鷹揚府)は地方の広域軍管区ではなく、中央の諸衛に

帰属するようになったのである。

このとき刺史に与えられた財政権はあくまで所管の州内に留まったと思われるが、国家レベルの「軍事財政」を支え、前線地帯への「財政的物流」を担っていたのはいかなる組織だったのであろうか。その全体像は不明であるが、一つ考えられるのが「外征過程において行軍の下で構築した補給体制を、征服終了後も平時の体制として残し、これを中央主導で運営する」というパターンである。

大業5年(609)の吐谷渾征服時を一例として挙げよう。煬帝は征服地に対し、郡県・軍鎮の設置、屯田開発と並行して、域外からの補給体制を構築した。

是に於いて河源郡・積石鎮を置く。又た西域の地に西海・鄯善・且末等の郡を置く。天下の罪人を謫し、配して戍卒と為し、大いに屯田を開き<sup>11</sup>、西方諸郡を発して糧を運び以て之に給す。道里は懸遠にして、兼ねて寇抄に遇い、死亡相続く。(『隋書』巻24 食貨志)

この補給体制は、煬帝から諸蕃対策の才を見込まれていた裴矩(このときの肩書は黄門侍郎)の指揮下において、恒久措置として続けられたらしい。

竟に吐谷渾を破り、地を拓くこと数千里、並びに兵を遣して之を戍らしむ。歲毎に委輸すること巨億萬計、諸蕃懾懼し、朝貢相續ぐ。(『隋書』巻67・裴矩伝)

以上のように、「儀鳳三年度支奏抄・四年金部旨符」に見られたような外配体制は、

- ①隋煬帝期の兵財分離によって軍府が諸衛に直属するようになったこと
- ②外征過程で構築した補給体制を、戦後も中央主導で維持すること

により、構築されたと考えられる。

本章の考察からは、少なくとも隋代には集権的な補給体制(外配)への端緒が開かれていたことが判明した<sup>12</sup>。李錦繡氏によって明らかにされた軍事支出の存在、あるいは府兵の主力を兵民分離ないし職業兵の枠組からとらえる氣賀澤保規氏・グラフ氏等の見解などと考え合わせると、府兵制の理解は今後「衣糧自弁の安価な軍隊」の枠組を越え、多角的に研究されていかなければならないだろう。

### 3 「天宝財政統計」の評価をめぐって

前章では、軍事支出の厳存および補給体制の集権化という観点から、府兵制期における「軍事財政」の萌芽を読み取った。府兵制と募兵制を「軍事財政」の通時性という同じ土俵で論じることとなり、結果的に両者の懸隔をこれまでより小さく評

価することにつながるだろう。とはいえ府兵制期と募兵制期の違いを無視して良いと考えているわけではない。とりわけ兵役という徴発方法が廃止されたことは、財政史上の画期としてなお重視すべきである。

兵役を含む徭役一般（労働力の徴収）は、「財用」（財貨の収放）と対置され、前者が後者の弾力性を保障するものとして位置づけられている〔宮澤 1999、岩井 2004〕。本章では、兵役の消滅がその後の財政に与えた影響を「徭役と財用の関係」という視点から問い直し、財政上「変化した部分」の質を見定めることで、前章で指摘した「持続する部分」との関係をさぐっていききたい。

幸いわれわれはちょうどその転換点にある財政統計を目にすることができる。『通典』巻6・食貨典賦税下に掲載されたこの財政統計（以下「天宝財政統計」と略称）である。よく知られた統計であるが、渡辺信一郎氏の整理を参考に作成した表1に即しつつ、「徭役の財用化」という視点から改めて概観してみよう。

表1 天宝財政統計（渡辺 1988 表 I および同 2009・182 頁を参考に作成）

	収入		支出	
粟	租粟	740 余万石	〔供御〕 絹布に代替→両京庫へ	300 万石
	江北租粟	520 余万石	米豆に代替→京倉へ（尚食、諸司官厨料等）	300 万石
	地税	1240 余万石	江淮迴造米→京師へ（義倉、官禄、諸司糧料等）	400 万石
			〔供軍〕 諸道節度使軍糧	190 万石
			〔当州〕 貯備当州倉 官禄・通糧	890 万石 500 万石
	(小計 2500 余万石)		(小計 2500 余万石)	
布 絹 綿	庸調輸絹	740 余万疋	〔供御〕 西京に納入	1300 万
	庸調輸綿	185 余万屯	東都に納入	100 万
	庸調輸布	1035 余万端	〔供軍〕 諸道兵賜・和糴	1100 万
	江南折納租布	570 余万端	〔その他〕 遠小州使充官料、郵駅費	200 万
	(小計 2530 余万疋屯端)		(小計 2700 余万)	
銭	税銭	200 余万貫	〔供軍〕 和糴	60 万貫
			〔当州〕 諸道州官課料、駅馬購入	140 万貫
	(小計 200 余万貫)		(小計 2700 余万貫)	

度支毎年所入 税銭・地税・庸調・折租 5340 余万端疋屯（貫石？）

資課・勾剥 470 余万

5700 余万

この統計の時点において兵役・正役はほぼ消滅しており、正役に代わる庸が布絹綿項目の収入部門に含まれている。正役の消滅でまかなえなくなった役務がこれによって肩代わりされ、支出部門の数値に反映されていると考えられる。支出部門のなかでそれに該当することを明示する項目は存在しないが、正役が国家的な役務を担ってきたことを考えると、両都に納入される1400万に含まれている可能性は十分にある。一方、兵役については、これを免れることと納資が連動しているかどうかについての学説が定まっておらず〔氣賀澤 1999,290-291 頁〕、その消滅が本統計の支出部門にどう反映されているのか、にわかに断じがたい。ただ、供軍支出部分1100万（諸道兵賜・和糴）のうち兵役消滅・募兵制導入にともなって必要となった部分を、収入部門が何らかの形で受け持っていることは確かであろう<sup>18</sup>。

また粟項目の諸道節度使軍糧190万、錢項目の和糴60万も兵役消滅・募兵制導入にともなって必要となった新規の支出であり、これに対応して収入部門には旧来なかった課徴が設定されているはずである。

以上のように本統計は正役・兵役消滅後の財政状況を反映したものと見なすことができる。「徭役の財用化」という観点でとらえ直せば、「徭役の消滅を財用が受け止めている」ということになる。

これは律令制下の財政からの大きな転換と見なければならぬ。というのは、律令制下においては「徭役が財用の不足を補完する」役割を果たしていたからである。両者の関係が180度転換しているのである。

律令制下の基幹税である租調は人頭的賦課であるため、人民個人々の生死・年齢や公課への服務状態（すなわち課・不課、輸・不輸の別）によって年ごとに目減りすることはあっても、課丁総数から得られる租調の満額を超えた賦課を行うことができない。しかも渡辺信一郎氏が指摘するように、律令制下の財政は収取と再分配が不可分に一体化している（渡辺氏はこの属性を重視して、当時の財政を「オイコス財政」と称する）〔渡辺 2009,183 頁〕。「量入為出」原則を採って歳出を調整することで均衡が図られる所以であるが、歳入予定額を上回る需要への備えも行われてはいた。第一には相対的に財貨供給に余裕がある地域から財貨を定常的に移転する「財政的物流」の編成であり、第二には備蓄の出し入れによる豊凶への対応策といえよう。一方、より日常的・個別的な事案に即応する役割を担っていたのが「役の追加（就役日数の追加）」だったのでないだろうか。

財用の調整弁としての徭役の役割は、次の規定からもうかがえる。

凡そ丁の歳役は二旬、事有りて役を加えるものは、旬有五日にしてその調を免

じ、三旬なれば則ち租調俱に免ず。（『唐六典』巻3・尚書戸部・戸部郎中員外郎）

上文をはじめとする各種減免規定は唐代人民の負担体系を分析するに当たり、数多くの議論を呼んできたものであるが、本稿との関連で重要なのは、正役が規定日数を超えた場合に租調が減免されるという関係である。つまり予定外の需要への対応を担うのは徭役の方であり、租調を取り崩すことで就役日数の追加を実現していることになる。

したがって徭役の消滅は、財用の弾力的補完手段の喪失をも意味していた。色役系統の役はむしろその後も残っていくが、需要増加への対応はそのかなりの部分を財用の枠内、端的には税の新設・増徴や財貨の移転等で担っていくことになる。

こうした過程が最も顕著に見られるのが兵役から募兵への動きである。よく知られているように8世紀前半の軍制は、新たな軍務需要を兵役日数（年数）の追加で対応することの繰り返しであった。もともと1年間だった防人義務が、開元2年（714）から5年にかけて4年間に増え、開元末には6年間、そして最終的には終身従軍の長征健児に行き着く〔渡辺 2003, 8-9 頁〕。このとき年数追加という対応法は限界を迎え、あとは給与支給の募兵として処遇する以外に術がなくなる。つまり兵役が消滅すれば、軍事的需要への弾力的対応は財用が担わなければならないのである。

第1章でも触れたように、宮澤知之氏は「複合単位」の議論を通じ、天寶期以降の財政に「軍事財政」としての性格を見出した〔宮澤 1990, 289-291 頁〕。「各現物は軍事経費をにらみながらきわめて計画的に集められ」、「歳入の基幹部分については各品目ごとに軍事支出に規定された『量出制入』の原則が厳密に貫徹している」。したがってこの時期の財政は「軍事的使用価値に規定され」ていると見なされる。これに「軍事財政」との評価が与えられる理由もそこに存するのである。

宮澤氏の提起は、ここまでの議論と重なり合う点が多い。つまり「量入為出」に弾力性を保障していた徭役が消滅し、財用の側が不時の需要に備えなければならなくなったことを踏まえれば、その後の財用の原理は、需要をはかって収取を調整する「量出制入」しかあり得ないのである。財用の伸縮に根拠を置く募兵制下の「軍事財政」が必然化する理由も、以上のような経過の中に見出すことができる。

したがって、救荒用の備蓄（義倉）を事実上一般財源化させた地稅や、江南折納租布、和糴など、天寶財政統計に表れた新しい需要充足方式は、徭役に代わる需給調整機能を求められた財用サイドによるさまざまな創見として位置づけることができよう。

天宝財政統計は、律令制下の財政を代表的・典型的に表現するものとして扱われることがしばしばある。たしかに本統計は、歳入額が「天下計帳」に基づいて決められている点、歳入の多くを租調が占めている点など、律令財政の特色も認められる。しかしその一方で、財用における取扱額の増大という量的側面のみならず、財用が需給調整機能を担うようになったという質的側面からの変化を相当程度含み込んでいる<sup>14</sup>。さらに渡辺信一郎氏が指摘するように、市場を介在させた財政への転換がこのころ進行する〔渡辺 2009, 190-192 頁〕。これらはむしろ募兵制期の特色である。したがってこの統計は、ある時代の完整した財政の姿を現していると考えより、むしろ募兵制導入当初の、過渡期的な側面の方を注視していかなくてはなるまい<sup>15</sup>。

天宝財政統計の過渡期的性格は、いわゆる「複合単位」にも現れている。これよりさき、律令制下の財政は、渡辺氏が「オイコス財政」と称するように、財用（財貨の収取から再配分まで）には市場交換が介在しない。この時期において、課役の通計単位となっていたのは、宮崎市定氏が提唱して以来、さまざまな議論を呼びつつ継承されてきたとおり、徭役（の日数）であった〔宮崎 1956〕。したがって徭役の消滅は、通計単位の喪失をも意味した。同じころ市場原理が財政に対する介入を始めてはいくが、貨幣が各種財貨の価値を一貫した体系（すなわち価格）によって表現できるようになるのはずっと先の話である。したがって天宝財政統計を史料上の初出とする「複合単位」とは、徭役の消滅後、貨幣が新たな通計単位として「一本立ち」していく途上の、これまた「過渡期的」性格を表しているのではないだろうか。

宮澤氏が指摘するように、複合単位においては、たとえば金一兩と芻蕘一束が単純合算されるなど、通計に当たり、諸財貨間で價格的に近似する単位が選好されていたわけではない〔宮澤 1990, 283 頁〕。そこから算術的な不合理が指摘されるわけだが、かといって単位が無原則に選ばれていたわけではないようである。その一例として、大暦年間の沙州倉曹参軍において取り扱われた行政文書に、各種現物の合計値が次のように表現されている<sup>16</sup>。

肆阡貳伯玖拾貳碩貫零柒肆参勝柒合玖勺柒伯参拾文 見在前帳

(4292 石貫 7 斗 3 升 7 合 9 勺 730 文)

この時期の敦煌は、西域との交易を通じ、市場原理や貨幣の価値法則には内地以上になじみが深かったはずである。しかも（この繫年が正しいとすれば）このころ吐蕃の支配下に入っており、唐の財政慣行に義理立てする必要はすでにない。そうしたなかでなお複合単位が使用されている点に、この慣行の定着ぶりと「合理性」

が認められよう。

それはさておき、上の記載法から窺われるように、各財物には他の財物との合算に用いられる基幹単位（石・貫）と、端数として列挙方式で処理される補助単位、という区分が存在していた。補助単位の「合」と「文」とは、たとえ形式上同桁（基幹単位の百分の一）にあっても、「737.9合+730文=1467.9合文」のように合算されないのである。したがって、通計する上での適格性について一定の判断を経て単位が選好されていることは確かである。財用を通じて生み出される価値の総体を、諸財貨の通計によって把握しようとする機制の高まりをここから読み取ることができよう。徭役という需要の弾力的処理法が後退し、財用の枠組で財政的需要の多くをやりくりする必要に迫られるようになったことが、この慣習の背景にはあったのではないだろうか。

## 結びにかえて

黒田明伸氏が指摘するように、中国専制国家の財政が持つ大きな特徴の一つに「財政赤字の不在」がある。中国史研究者にとっては当然すぎて普段あまり自覚されないが、財政赤字が不可避免的に附随し、借款による補填が日常化していた日欧と比べて大きく異なる点であり、もっと注目されて良い。日欧では封建領主の財政的自立が確保されていたが、所領内での軍役に対応する財政需要を自前で満たすには領外の商業資本等からの借り入れが不可欠だった。これに対し、中国では臨時の附加税、あるいは国内での財物移転等の調整手段により、需給不均衡の解消が可能である〔黒田 1994,135-139 頁〕。

広大な領域において「対外防衛を担う縁辺地域」と、「軍役負担がほぼ無く（あるいはきわめて軽微で）生産に専念しうる地域」の機能が分化し、両者を結ぶ「財政的物流」が組織されていることが、そうした調整を可能にしていると思われる。中国専制国家は財政の一元管理を志向し、それを実現する術を持ち得ていた。軍事をはじめ膨大な財政需要に応じるため、専制国家が採用した財政措置は、大勢として徭役から財用へという変遷を辿る。そして後者が拡大していくなか、各種の直接・間接税、財政的物流や備蓄など、そこでとられる方策は大変幅広い。財政を担った当事者、あるいは記録を残した同時代人が、その全体的構造を把握できていないことさえ、しばしば見受けられるのである。われわれが各時代の財政を分析するとき、その全体性を意識すること、さらに長期的な展望をもつことが、今後ますます重要になっていくと考えられよう。

## 参考文献

### 【日文】

- 足立 啓二 1990 「専制国家と財政・貨幣」 (『中国専制国家と社会統合』、文理閣)
- 岩井 茂樹 2004 『中国近世財政史の研究』京都大学学術出版会
- 荒川 正晴 1992 「唐の対西域布帛輸送と客商の活動について」 (東洋学報72-3・4)
- 2000 「唐朝の交通システム」 (大阪大学大学院文学研究科紀要40)
- 大津 透 1990 「唐儀鳳三年度支奏抄・四年金部旨符補考—唐朝の軍事と財政—」 (東洋史研究49-2。のち『日唐律令制の財政構造』岩波書店、2006に再録)
- 川合 安 1985 「南朝財政機構の発展について」 (文化49-3・4)
- 菊池 英夫 1970 「府兵制度の展開」 (『岩波講座世界歴史5』、岩波書店)
- 黒田 明伸 1994 『中華帝国の構造と世界経済』名古屋大学出版社
- 氣賀澤保規 1999 『府兵制の研究』同朋舎
- 清木場 東 1996 『唐代財政史研究(運輸編)』九州大学出版会
- 1997 『帝賜の構造 唐代財政史研究支出編』中国書店
- 中村 圭爾 1984 「台伝—南朝における財政機構—」 (中国史研究8。のち『六朝江南地域史研究』汲古書院、2006に再録)
- 濱口 重國 1966 『秦漢隋唐史の研究』東京大学出版会
- 日野開三郎 1974 『唐代租調庸の研究』Ⅰ 色額篇 (私家版)
- 1975 『唐代租調庸の研究』Ⅱ 課輸篇上 (私家版)
- 1977 『唐代租調庸の研究』Ⅲ 課輸篇下 (私家版)
- 1980 『日野開三郎東洋史学論集1 唐代藩鎮の支配体制』三一書房
- 1981 『日野開三郎東洋史学論集3 唐代兩税法の研究前編』三一書房
- 1982 『日野開三郎東洋史学論集4 唐代兩税法の研究本編』三一書房
- 平田陽一郎 2002 「唐代兵制—府兵制の概念成立をめぐって」 (史観147)
- 丸橋 充拓 2005 「唐宋変革期の軍礼と秩序」 (東洋史研究64-3)
- 宮崎 市定 1956 「唐代賦役制度新考」 (東洋史研究14-4)
- 1957 「古代中国賦税制度」 (『アジア史研究1』東洋史研究会)
- 1968 『大唐帝国』(世界の歴史7、河出書房新社)
- 宮澤 知之 1990 「北宋の財政と貨幣経済」 (『中国専制国家と社会統合』文理閣。のち宮澤1998に再録)
- 1998 『宋代中国の国家と経済—財政・市場・貨幣—』(創文社)
- 1999 「中国専制国家財政の展開」 (『中華の分裂と再生』岩波講座世界歴史9、岩波書店)

- 渡辺信一郎 1988 「唐代後半期の中央財政」 (京都府立大学学術報告人文40)  
 1990 「唐代後半期の地方財政」 (『中国専制国家と社会統合』、文理閣)  
 1996 『天空の玉座』 柏書房  
 2002 「北魏の財政構造」 (平成11~14年度科学研究費補助金研究成果報告書  
 『北朝財政史の研究』)  
 2003 「唐代前期における農民の軍役負担」 (京都府立大学学術報告人文・社  
 会55)  
 2008 「唐前期賦役制度の再検討」 (唐代史研究11)  
 2009 「唐代前期律令制下の財政的物流と帝国編成」 (国立歴史民俗博物館研  
 究報告152)

【中文】

- 陳 明光 1991 『唐代財政史新編』 中国財政經濟出版社  
 谷 霽光 1962 『府兵制度考釈』 上海人民出版社  
 胡 宝華 1990 「唐代天宝年間軍費開支蠡測」 (文史33)  
 李 錦繡 1995 『唐代財政史稿』 上巻 北京大学出版社  
 2001 『唐代財政史稿』 下巻 北京大学出版社

【欧文】

- Graff, D.A. 2002 *Medieval Chinese Warfare, 300-900*, Routledge  
 Twichett, D.C 1963 *Financial Administration under the Tang Dynasty*, Cambridge University Press

1 たたとえばこの時代の軍事・財政史研究の先駆的者である日野開三郎氏は、その兩税法研究〔日野 1981,1982〕において財政問題を軍事（藩鎮権力）と密接に関わらせて論じているのに対し、租庸調研究〔日野 1974,1975,1977〕の方には軍事問題に関わる論及が見られない。

2 『左伝』成公 13 年 3 月  
 國之大事、在祀与戎。

3 財政史料として支出に関わる記事に独立巻を立てた最初期の文献は『冊府元龜』巻 484・邦計部經費と思われるが、本巻に掲げられた唐代の記事 56 件のうち、開元以前の記事はわずかに 4 件（武徳年間が 1 件、開元年間が 3 件）しかない。經費を賦役と切り離し独自の財政分野とする意識が、特に開元以前は稀薄だったことをうかがわせる（記事を本巻に割り振った宋人の意識より、唐代原史料の残り方のほうが、この記事分布に影響を与えているように思う）。

4 『新唐書』巻 50・兵志

火備六駄馬。凡火具烏布幕・鉄馬盃・布槽・鍤・鑿・碓・筐・斧・鉗・鋸皆一、甲牀二、鎌二。隊具火鑽一、胸馬繩一、首羈・足絆皆三。人具弓一、矢三十、胡祿・橫刀・礪石・大觿・氈帽・氈裝・行膝皆一、麥飯九斗、米二斗、皆自備、并其介冑・戎具藏於庫。有所征行、則視其入面出給之。其番上宿衛者、惟給弓矢・橫刀而已。

5 『唐六典』巻 25・諸衛折衝都尉府

別將一人、長史一人、兵曹參軍事一人。…長史掌判兵事・倉儲・車馬・介冑之事、及其簿書・会要

之法。兵曹掌兵吏糧倉・公廩財物・田園課稅之事、与其出入勾檢之法。每月、簿番上衛士之数以上衛。每歲、簿錄事及府・史・捉・口・品于補上年月・姓名、以上于州、申考功・兵部。

『隋書』卷28・百官志下

〔鷹揚府〕各有司馬及兵・倉兩司。

6 『唐六典』卷3・尚書戸部・戸部郎中員外郎。

7 渡辺信一郎氏は、州県段階を含む全ての収取物が国家財政の管理下に入った時期を北魏孝文帝期に見出しているが〔渡辺2002〕、都督府など広域地方軍管区の司令官が持つ財政的独立性との関連では議論が行われていない。

8 『周書』卷22・周惠達伝

太祖為大將軍・大行台、以惠達為行台尚書・大將軍府司馬、封文安県子、邑三百戸。太祖出鎮華州、留惠達知後事。于時既承喪亂、庶事多闕。惠達營造戎仗、儲積食糧、簡閱士馬、以濟軍國之務、時甚賴焉。

9 「大隋使持節上大將軍本州并州曹滄許鄭五州刺史行台三總管広昌肅公王使君墓誌」（『中国北周珍貴文物』陝西人民美術出版社、1993および『全隋文補遺』卷2、三秦出版社、2004に収録）

世子〔高〕澄為京畿都督、專開一府、以統戎政、乃以公（=墓主の王士良）為司馬、領外兵事。……初高氏好戰、窮於用武、黃鉞一麾、玄甲万衆、朝発夕具、不違支度。公拋案屈指、執鞭心計、馬余莖秣、土厭伝殮、挾纊俱曝、投醪並醉。公之膽才、皆此例也。

10 『隋書』卷60・于仲文伝

及伐陳之役、拜行軍總管。……時三軍乏食、米粟踊貴、仲文私糶軍糧、坐除名。明年、復官爵。

11 このとき前線で屯田開発を担ったのは劉權であった（肩書は不明）。

大業五年、從征吐谷渾、權出伊吾道、逐賊至青海、乘勝至伏俟城。帝復令權過曼頭・赤水、置河源郡・積石鎮、大開屯田、留鎮西境。在辺五年、諸羌懷附、貢賦歲入、吐谷渾余燼遠遁、道路無壅。（『北史』卷76・劉權伝）

このち唐代にかけて辺境諸州の地方官が屯田を開発したことを伝える史料には、しばしば「中央の補給負担を緩和した」ことが功績として記される。これらはいずれも、征服当初は中央からの補給体制をまず構築し、情勢の安定化とともに現地自給を拡大していくというパターンが一般的だったことを示している。

12 本稿では十分検討できなかったが、同様の施策は南朝においても散見されることが中村圭氏・川合安氏によっても指摘されており〔中村1984、川合1985〕、「軍事財政」を持続性の面からさらに遡及することが可能であろう。

13 先掲「儀鳳三年度支奏抄・四年金部旨符」で庸調物が辺境にもたらされており、庸の転用された可能性は考えられる。

14 「狭義の軍事財政」への転換の徴証としてしばしば用いられる「軍費の量的増加」は、この問題にとって実際には副次的な要因にとどまると考えるべきである。それまで兵役でまかなわれてきた軍事的需要が、募兵化するなかち財用化によって統計上の数値として表面化したに過ぎないからである。この点は同時代人（唐人・宋人）にも看過されてきたところのようで、『資治通鑑』卷215・天宝元年正月条では開元以前と天宝以後の財政状況が次のように対比されている。

開元之前、每歲供辺兵衣糧、費不過二百萬。天宝之後、辺將奏益兵浸多、每歲用衣二十万匹、糧百九十万斛、公私勞費、民始困苦矣。

ここで比較されているのは財用部分の数値であり、開元以前の兵役負担は考慮されていない。また『新唐書』卷52食貨志2には、課戸数に対する兵数の割合から養兵負担の歴史的変遷を述べるくだりがある。

元和中、供賦賦者、……戸百四十四万、比天宝纔四之一。兵食於官者八十三万、加天宝三之一、通以二戸養一兵。……至長慶、戸三百三十五万、而兵九十九万、率三戸以奉一兵。

課戸数とは相関性のない課利が、この時期に歳入の半ばを占めていることが考慮されていない。財用・徭役の関係を含め、財政を総体として眺望する視野が同時代人には欠けている〔宮澤1999等〕。ところが、募兵化への動きはその推進当時においては人民の負担を緩和する措置として評価されていた。『唐六典』卷5尚書兵部・兵部郎中には長征健兒制の導入を布告する開元25年の勅が載せられ、その政策効果が次のように記録されている。

人頼其利、中外獲安、是後州郡之間永無徵發之役矣。

政策施行直後の記録ゆえ「自画自賛」の面も考慮しなければならないにせよ、軍事的需要の多寡は兵役・財用一体で考えなければならない点は読み取らなければならない。こうした史料に基づき、府兵制期と募兵化後では実のところ全社会的な軍事負担は変わらないとする研究もある〔胡1990〕。もちろん財用化が集権的財政運営を要請し、それが宋以降の巨大な官僚機構を生み出していくと

---

いう点で「軍費の量的拡大」の歴史的影響力は大きい。しかし、兵役でまかなわれてきた部分を財政上ゼロベースでとらえてきたことにより、募兵化ごとの落差が従来過大解釈されてきた点にはもっと注意が喚起されて良い。

- 15 なお渡辺氏は天宝財政統計を「オイコス財政」の特徴を表現するものとして紹介している〔渡辺 2009,182-183 頁〕。しかし開元末の諸改革を契機に「オイコス財政」が解体し始めるという、渡辺氏の全体構想からすれば、天宝財政統計はむしろ「オイコス財政」解体のただ中にある過程を示す史料として理解されなければなるまい。
- 16 「吐蕃〔巳年?〕(780?) 沙州倉曹會計牒」(P.2654)9 行目。同種の複合単位は「吐蕃午年? (790?) 沙州倉曹狀上勾覆所牒」(P.2763 背IV) にも見られる。池田温『中国古代籍帳研究』(東京大学出版会、1979) 509-510 頁、『敦煌社会経済文献真蹟積録』第一輯(書目文獻出版社、1986年) 490-492 頁を参照。

〔附記〕本稿は 2010 年度科学研究費補助金(若手研究B「中国南北朝・唐宋時代の軍事と秩序」および基盤研究B「中国古代軍事制度の総合的研究」)による研究成果の一部である。